

第 6 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第 2 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画 概要版

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス等の安定的な提供体制の確保を図るための「第 6 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第 2 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置づけ

「第 5 次宇都宮市障がい福祉プラン」の実実施計画

SDGs への貢献（17 ゴールのうち、ゴール 3, 8, 10）

障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

3 計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

第 2 章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

1 近年の障がい者・児施策の動向等について

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正法の施行（平成 30 年）
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年）
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）
- 就学前障がい児の発達支援の無償化

2 本市における状況（令和元年度）

- 身体障がい者手帳：15,024 人
 - 療育手帳：4,394 人
 - 精神保健福祉手帳：4,272 人
 - 医療的ケア児：68 人
 - 障がい福祉サービス給付費：約 76 億 5 千万円
 - 障がい児福祉サービス給付費：約 18 億 9 千万円
- 全て増加傾向

3 アンケート調査結果の概要

(利用者アンケートの回答率 53.8%, 事業所アンケートの回答率 73.5%)

A 地域生活への移行や親なき後への対応

○今後の生活の希望については、一人暮らしやグループホームで暮らしたいなど、地域で暮らしたい人が増加

○地域移行や親なき後の備えに必要な支援については、在宅サービスなどが適切に受けられることが必要

○今後充実してほしいことについては、相談機能の充実、緊急時に利用できる施設が必要

○必要な支援については、地域の理解や協力、相談支援体制の充実、夜間の支援体制の充実が必要

B 一般就労への移行

○就労支援で必要なことについては、職場の障がい者への理解、障がい者の採用枠の拡大が必要

○必要な支援については、企業、社会全体が支え合う仕組みが必要

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○利用者の満足度については、居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービス等が高く、短期入所、移動支援が低い

○利用者ニーズについては、グループホーム、相談支援、放課後等デイサービス等が増えている。また、障がい児支援には、特性に応じた療育の充実や関係機関の連携が必要

○事業所運営の課題については、職員の確保、育成が必要(約 6 割の事業所が職員の不足を感じている)

4 関係団体との意見交換会結果の概要

A 地域生活への移行や親なき後への対応

○グループホームの充実、緊急時の相談及び支援体制、体験の機会、本人・家族向けに親なき後への早期準備の大切さの認識が必要

B 一般就労への移行等

○ジョブコーチの充実、企業における障がい等への理解が必要

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○相談支援専門員等の専門的な知識をもつ人材や障がい福祉サービス事業所の十分な数とスキルの向上、個々の特性を見極め、将来を見据えた障がい児支援等が必要

5 第 5 期サービス計画・第 1 期障がい児計画の進捗状況及び評価等(令和 2 年 11 月現在)

目標 1 : 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①入所施設から地域生活への移行者数(平成 30 年度から令和元年度の合計)

目標 12 人, 実績 3 人, 達成率 25.0%

②施設入所者の減少数（平成 30 年度から令和元年度の合計）

目標 4 人，実績 0 人，達成率 0%

進捗については，①，②ともに，やや遅れており，令和 2 年度末の目標達成は難しい状況であり，地域生活への移行や親なき後に対応するための，相談支援体制の充実やグループホームの設置促進など地域生活支援体制の整備に向けて更なる取組を進めていく必要がある。

目標 2：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

③令和 2 年度末までに，保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とする。

進捗はやや遅れているため，引き続き，自立支援協議会等の活用も含め，どのような協議の場が適切であるか検討を行っていく必要がある。

目標 3：地域生活支援体制の整備

④令和 2 年度末までに，一つの地域生活支援体制を整備することを目標とする。

進捗は概ね順調であるため，引き続き，必要な機能等について自立支援協議会などから意見をいただきながら，検討を行っていく必要がある。

目標 4：福祉施設から一般就労への移行等

⑤一般就労への移行者数（平成 30 年度から令和元年度の合計）

目標 187 人，実績 168 人，達成率 89.8%

⑥就労移行支援事業利用者数（平成 30 年度から令和元年度の合計）

目標 215 人，実績 180 人，達成率 83.7%

⑦就労移行支援事業所の就労移行率（平成 30 年度から令和元年度の平均）

目標 35.0%，実績 52.6%，達成率 150.3%

⑧就労定着支援による就労定着率（令和 2 年度末）

目標 80%以上，実績 97.4%（平成 30 年度），平成 30 年度の実績のみとなるため参考値となります。

進捗については，⑤，⑥ともに概ね順調，⑦は順調であるため，引き続き，各種取組を進めていく必要がある。

目標 5：障がい児支援の提供体制の充実

⑨児童発達支援センターの設置

実績：設置済み

⑩保育所等訪問支援の利用体制の構築

実績：構築済み（2 事業所から 3 事業所に増加）

⑪重度障がい児のための児童発達支援事業所等の確保

実績：1 事業所以上確保済み（1 事業所から 2 事業所に増加）

⑫医療的ケア児支援のための協議の場の設置

実績：設置済み

進捗については、全て順調であり、引き続き、個々の状態や発達段階に応じた各種サービスを提供できるよう、提供体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

「共同生活援助」、「計画相談支援」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」について、利用実績が見込みを上回っていることから、引き続き、供給体制の確保を進めていく必要がある。

6 課題の総括

A 地域生活への移行や親なき後への対応

地域生活への移行や親なき後への対応を図るため「相談支援や緊急時の受入体制の充実」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「グループホームの設置促進」、「地域への障がいの理解啓発」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要

B 一般就労への移行等

障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携の推進」、「就労定着支に向けた支援の充実」など就労支援の充実が必要

C 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○共通事項

利用実態や事業所の動向を踏まえ必要量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要

○障がい福祉サービス・地域生活支援事業

利用者ニーズ等が高い「相談支援」、「グループホーム」等、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要

○障がい児福祉サービス

「計画相談支援」、「医療的ケア児等と関係機関等との連携の強化」等、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実・強化が必要

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

③地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①必要な訪問系サービスの確保
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の促進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の充実
- ②地域生活への移行や地域定着支援のための支援体制の確保
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の促進

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方

- ①地域における支援体制の充実
- ②保育・保健医療・教育等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

第4章 令和5年度の目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)令和元年度末時点の施設入所者 385 人のうち地域生活に移行する者の割合（人数）について

国の目標値 6%以上

市の目標値 3%以上 12人以上

(2)令和元年度末時点の施設入所者 385 人と比較した施設入所者の削減割合（人数）について

国の目標値 1.6%以上

市の目標値 現状維持

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

国の目標値 ー（特になし）

市の目標値 保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施

3 地域生活支援体制の機能の充実について

国の目標値 体制の確保及び年1回以上の検証，検討

市の目標値 体制の確保及び年1回以上の検証，検討

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

(1)令和元年度の一般就労への移行実績71人に対する一般就労への移行者数と就労系サービスの毎の内訳について

国の目標値 1.27倍以上（就労移行支援：1.30倍以上，就労継続支援A型：1.26倍以上，就労継続支援B型：1.23倍以上）

市の目標値 1.27倍以上（就労移行支援：1.30倍以上，就労継続支援A型：1.26倍以上，就労継続支援B型：1.23倍以上）

(2)令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合について

国の目標値 7割以上

市の目標値 7割以上

(3)就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合について

国の目標値 7割以上

市の目標値 7割以上

5 障がい児支援の提供体制の充実

(1)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

国の目標値 児童発達支援センター1か所以上設置，保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

市の目標値 サービスの質の維持・向上を図るための必要な支援の実施，保護者及び事業所へ理解を得ながら，利用促進を図る。

(2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保について

国の目標値 1か所以上確保

市の目標値 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう，事業所の理解を得ながら受入促進を図る。

(3)医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について

国の目標値 協議の場の設置，コーディネーターの配置

市の目標値 医療的ケア児等のより適切な支援に向け，協議の場の充実に取り組む，医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。

6 相談支援体制の充実・強化等について

国の目標値 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保

市の目標値 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の着実な推進

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築について

国の目標値 サービスの質の向上を図るための体制の構築

市の目標値 県等が実施する研修への参加，障がい者自立審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施

第 5 章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

直近の利用実績，今後の市の取組などを勘案したうえで，障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定する。また，福祉人材の確保について，各種研修などの周知を行うことなどを通して，支援に係る人材の確保に努める。

訪問系サービスについて

居宅介護、重度訪問介護 等

利用量 1 か月あたり 令和 3 年度 27,236 時間 令和 4 年度 28,404 時間
令和 5 年度 29,672 時間

利用人数 1 か月あたり 令和 3 年度 1,046 人分 令和 4 年度 1,104 人分
令和 5 年度 1,168 人分

確保策として，事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知により，人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努める。 等

日中活動系サービスについて

生活介護

利用量 1 か月あたり 令和 3 年度 23,032 人日分 令和 4 年度 23,725 人日分
令和 5 年度 24,439 人日分

利用人数 1 か月あたり 令和 3 年度 1,129 人分 令和 4 年度 1,163 人分
令和 5 年度 1,168 人分

自立訓練（機能訓練）

利用量 1か月あたり 令和3年度 104人日分 令和4年度 104人日分
令和5年度 104人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 6人分 令和4年度 6人分
令和5年度 6人分

宿泊型自立訓練

利用量 1か月あたり 令和3年度 93人日分 令和4年度 93人日分
令和5年度 93人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 3人分 令和4年度 3人分
令和5年度 3人分

自立訓練（生活訓練）

利用量 1か月あたり 令和3年度 634人日分 令和4年度 634人日分
令和5年度 634人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 32人分 令和4年度 32人分
令和5年度 32人分

就労移行支援

利用量 1か月あたり 令和3年度 1,964人日分 令和4年度 2,038人日分
令和5年度 2,113人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 105人分 令和4年度 109人分
令和5年度 113人分

就労継続支援A型

利用量 1か月あたり 令和3年度 10,607人日分 令和4年度 11,779人日分
令和5年度 13,078人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 498人分 令和4年度 553人分
令和5年度 614人分

就労継続支援B型

利用量 1か月あたり 令和3年度 15,524人日分 令和4年度 16,450人日分
令和5年度 17,435人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 788人分 令和4年度 835人分
令和5年度 885人分

就労定着支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 48人分 令和4年度 56人分
令和5年度 64人分

療養介護

利用人数 1か月あたり 令和3年度 52人分 令和4年度 52人分
令和5年度 52人分

短期入所

利用量 1か月あたり 令和3年度 1,195人日分 令和4年度 1,195人日分
令和5年度 1,195人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 144人分 令和4年度 144人分
令和5年度 144人分

確保策として、

生活介護については、利用量の増加が見込まれるため、事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら、必要に応じて、整備費補助金の活用も含め、支援を行う。

就労継続支援事業については、「工賃向上等支援事業」に取り組み、障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入・支援体制の充実につなげる。

短期入所について、引き続き、利用者や事業者の意見を聴取するなど更なる現状把握を行い、見出された課題について対策を検討し、実施する。 など

居住系サービスについて

自立生活援助

利用人数 1か月あたり 令和3年度 3人分 令和4年度 4人分
令和5年度 5人分

共同生活援助（グループホーム）

利用人数 1か月あたり 令和3年度 613人分 令和4年度 661人分
令和5年度 713人分

施設入所支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 385人分 令和4年度 385人分
令和5年度 385人分

見込量確保のための方策として

グループホームについては、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していく。 など

相談支援系サービスについて

計画相談支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 820人分 令和4年度 886人分
令和5年度 957人分

地域移行支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 2人分 令和4年度 3人分
令和5年度 4人分

地域定着支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 5人分 令和4年度 7人分
令和5年度 9人分

見込量確保のための方策として

事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや情報提供を行うことによる、相談支援従事者の確保と資質向上を図る。

基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施する。 など

障がい児支援系サービスについて

児童発達支援

利用量 1か月あたり 令和3年度 5,999人日分
令和4年度 6,879人日分 令和5年度 7,523人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 444人分 令和4年度 510人分
令和5年度 557人分

居宅型訪問型児童発達支援

利用量 1か月あたり 令和3年度 12人日分
令和4年度 16人日分 令和5年度 20人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 3人分 令和4年度 4人分
令和5年度 5人分

医療型児童発達支援

利用量 1か月あたり 令和3年度 162人日分
令和4年度 162人日分 令和5年度 162人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 18人分 令和4年度 18人分
令和5年度 18人分

保育所等訪問支援

利用量 1か月あたり 令和3年度 50人日分
令和4年度 50人日分 令和5年度 50人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 25人分 令和4年度 25人分
令和5年度 25人分

放課後等デイサービス

利用量 1か月あたり 令和3年度 17,386人日分
令和4年度 18,860人日分 令和5年度 20,180人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 1,369人分 令和4年度 1,485人分
令和5年度 1,589人分

障がい児相談支援

利用人数 1か月あたり 令和3年度 175人分 令和4年度 227人分
令和5年度 295人分

見込量確保のための方策として

事業所のサービスの質の向上に向け、事業所等を対象とした研修会や職場体験を実施する。
相談支援事業所の充実強化に向け、障がい児の相談支援のための人材育成や理解促進に積極的に取り組む。 など

グループホーム定員数（棟数）の見込みについて（棟数は参考値）

第6期計画の見込みについては

定員数については

令和3年度 765人 令和4年度 815人 令和5年度 865人

増加定員数については

令和3年度 50人 令和4年度 50人 令和5年度 50人 合計 150人

増加棟数については

令和3年度 8人 令和4年度 8人 令和5年度 8人 合計 24人

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み及び見込量確保の方策

直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案したうえで、各実施事業の必要量の見込みとその見込量確保のための方策を設定する。（主要な事業について記載）

手話通訳・要約筆記者派遣事業について

第6期計画の見込みは

1か月あたりの 利用人数

令和3年度 150人 令和4年度 157人 令和5年度 164人

地域移行のための安心生活支援について

第6期計画の見込みは

実施状況

令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

児童発達支援センターの機能強化について

第6期計画の見込みは

実施状況

令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業について

第6期計画の見込みは

実施状況

令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

見込量確保のための方策として

手話通訳・要約筆記者派遣事業については、引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者等・要約筆記者の円滑な派遣を行う。

地域移行のための安心生活支援については、引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援を実施し、更なる体験の機会の充実を図っていく。

児童発達支援センターの機能強化については、引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、障がい特性に応じた専門性の高い療育を提供する。

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業については、企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業として働く場合において、重度障がい者等の通

勤や職場等における支援を，利用ニーズを踏まえ，適切に実施する。

第7章 計画の推進

1 計画内容の周知・啓発

広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知を行う。

2 庁内推進体制

市の関係部局と連携しながら事業を推進する。

3 庁外推進体制

障がい者自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行う。

4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価

社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行う。

5 新型コロナウイルス等感染症対策

保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族，事業所等に対して，情報提供や相談対応等に努める。